

平成25年度 事業報告及び収支決算

【平成25年度 事業報告書】

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (以下「再生可能エネルギー法」という)に基づく費用負担調整機関事業

当機構は、再生可能エネルギー法第17条から第28条に定められた費用負担調整機関の業務を行う指定法人として、平成24年3月19日に指定を受け事業を開始しました。

同事業については、実質的には平成24年4月から具体的な準備作業が始まり、同年7月から、同法に基づく費用負担調整機関の業務を開始いたしました。

平成25年度においても、引き続き、同法に基づく費用負担調整機関の業務を実施いたしました。

1. 再生可能エネルギー固定価格買取制度の実施

当機構は、平成24年7月1日から、再生可能エネルギー法19条2項に基づく費用負担調整機関業務として以下の内容を実施しております。

- ①電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行う業務
- ②電気事業者に対し交付金を交付する業務
- ③上記「①」及び「②」の業務に附帯する業務

具体的な今年度の納付金、交付金、補助金の取扱実績額（合計額）は以下の通りとなっております。

- ①納付金 246,223,820,685円
- ②交付金 299,915,194,175円
- ③補助金 18,381,806,492円

2. 平成25年度再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金

再生可能エネルギー法に基づく費用負担調整機関事業に関連して、平成25年度には再生可能エネルギー固定買取制度施行事業費補助金として、約184億円が交付されました。

同補助金を再生可能エネルギー法の円滑な施行に向けた賦課金の減免補填をするために、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付する交付金への充当を実施しました（詳細は下部掲載。）。

再生可能エネルギー固定買取制度施行事業費補助金の内訳

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

区分	内容	金額
賦課金の特例に係る費用	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第17条第1項の規定による認定を受けた事業所に係る賦課金の減免分の補填 ○法附則第9条の規定による東日本大震災により著しい被害を受けた電気の使用者に対する賦課金の減免分の補填	18,381,806,492

【平成25年度 収支決算書】

別添参照